

財 関 第 6 8 7 号
令和 8 年 6 月 23 日

関税・外国為替等審議会会長
神 作 裕 之 殿

財務大臣 片 山 さ つ き

暫定的な不当廉売関税の課税について

関税定率法第 8 条第 9 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は当該国若しくは地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対し暫定的な関税を課することについて、不当廉売関税等に関する政令第 20 条の規定に基づき諮問する。

関税定率法（以下「法」という。）第8条第5項の調査の結果、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は当該国若しくは地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第9項第1号の規定に基づき、以下のとおり暫定的な関税を課する。

1. 貨物の供給国

中国及び台湾

2. 課税対象貨物

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

3. 税率（一般の関税のほかに課する暫定的な不当廉売関税の税率）

| 貨物の供給国又は地域 | 税率 |
|------------|------------|
| 中国 | 42.1% (※1) |
| 台湾 | 20.1% (※2) |

(※1) SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD.、NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.、JIANGSU YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD.、GUANGDONG YONGJIN METAL TECHNOLOGY CO., LTD. 及び SHANGHAI STAL PRECISION STAINLESS STEEL CO., LTD. により生産されたものにあつては、27.7%

(※2) YIEH UNITED STEEL CORPORATION、TANG ENG IRON WORKS CO., LTD.、TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.、YUAN LONG STAINLESS STEEL CORP.、TUNG MUNG DEVELOPMENT CO., LTD. 及び JIE JIN STAINLESS STEEL INDUSTRY CO., LTD. により生産されたものにあつては、3.6%

4. 期間

4ヶ月

5. その他

暫定的な不当廉売関税の課税後も調査を継続し、更に検討を行った上で、不当廉売関税の最終的な税率等を決定することとする。